

令和4年8月

令和5年度
税制改正等要望書

日本洋酒酒造組合

理事長 神田 秀樹

令和 5 年度税制改正等要望項目

要望 1 洋酒に対するアルコール分に比例した 度数課税の適用範囲の拡大と 1 度ごと の加算税率の引下げ・・・・・・・・・・ 1 頁

1 洋酒（ウイスキー、ブランデー、スピリッツ、甘味果実酒及びリキュール）に対するアルコール度数課税は、税率がアルコール度数に比例していない度数帯があり、その度数帯の洋酒に対してはアルコール分 1 度当たりで高い酒税が課せられており負担格差があります。

この負担格差を解消し、また、多様化する消費者ニーズに対応した商品開発ができるようにするためにも、アルコール度数課税の適用度数帯の拡大を要望します。

2 最近ではアルコール分が 10 度未満のチューハイやハイボールが好んで飲まれるとともに、高いアルコール分の洋酒も水割り・炭酸水割り・果汁の混和等で低いアルコール分にして飲用されるなど健康に配慮した飲用実態となっています。このような実態を考慮し令和元年 10 月の消費税の増税を踏まえ、洋酒に対する酒税は、アルコール分 1 度につき 1 万円の加算税率を、少なくとも消費税の増税された率分は引下げられるよう要望します。

要望 2 薬酒に対する軽減税率制度の導入

・・・・・・・・・・ 8 頁

薬酒（「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」上の医薬品）は、致酔飲料というより、主として高齢者あるいは虚弱体質の人等が健康保持や健康回復等のために、用法・用量に応じた一定量を薬用として飲用しているものであります。

薬酒が、国民の健康増進、福祉の向上等と深く関係している酒類であることを考慮され、大幅な酒税の軽減をされるよう要望します。

要望 3 流通市場における被災酒類及び変質等酒類の酒税現地還付制度等の導入

・・・・・・・・・・ 10 頁

1 酒税は、酒類を消費した消費者が負担する間接税であり、酒類製造者が納付したものが商品代金の中にコストとして織り込まれ、販売業者を通じて消費者まで転嫁し、最終的に消費者が酒類を飲用消費する段階で、その酒類商品に含まれる酒税相当額を支払い負担しているという仕組みとなっています。

そうすると、課税済酒類が流通市場に滞留し、消費者の消費段階に至らずに滅失、変質等により消費できないことが明らかな場合は、当然酒税額は還付されるべきであります。

2 流通市場の酒類販売業者が所持する酒類について、①被災した場合、②変質・季節等の経過により廃棄した場合、現行法では酒類販売業者に直接酒税を還付する制度がありません。

そこで、酒類販売業者が、酒類の被災場所や廃棄場所の所轄税務署長の確認を受けた場合は、酒類の仕入れ代金に含めて酒税を負担している酒類販売業者に直接酒税を還付する制度を創設していただくよう要望します。

また、廃棄処理施設で廃棄した場合、同施設が発行する廃棄証明書に基づいて酒税の控除が受けられるよう要望します。

要望 4 制度の簡素合理化

・・・・・・・・・・ 12 頁

酒税法に規定する申告・届出等の義務規定の廃止及び実情に沿った手続きを見直しの上、簡素合理化を図っていただきますよう要望します。

要望 1 洋酒に対するアルコール分に比例した 度数課税の適用範囲の拡大と1度ごとの 加算税率の引下げ

〔要旨〕

- 1 洋酒（ウイスキー、ブランデー、スピリッツ、甘味果実酒及びリキュール）に対するアルコール度数課税は、税率がアルコール度数に比例していない度数帯があり、その度数帯の洋酒に対してはアルコール分1度当たりで高い酒税が課せられており負担格差があります。

この負担格差を解消し、また、多様化する消費者ニーズに対応した商品開発ができるようにするためにも、アルコール度数課税の適用度数帯の拡大を要望します。

- 2 最近ではアルコール分が10度未満のチューハイやハイボールが好んで飲まれるとともに、高いアルコール分の洋酒も水割り・炭酸水割り・果汁の混和等で低いアルコール分にして飲用されるなど健康に配慮した飲用実態となっています。このような実態を考慮し令和元年10月の消費税の増税を踏まえ、洋酒に対する酒税は、アルコール分1度につき1万円の加算税率を、少なくとも消費税の増税された率分は引下げられるよう要望します。

〔説明〕

- (1) 蒸留酒に対する課税は、国際的に見ますとアルコール分に比例した度数課税が中心になっていま

す。

これに対し、我が国の洋酒に対する度数課税は、ウイスキー等（ウイスキー、ブランデー、スピリッツ）はアルコール分が 8 度以上 13 度未満及び 37 度以上、甘味果実酒はアルコール分が 12 度以上、リキュールはアルコール分が 8 度以上のものに限定されています。

そして、その他のアルコール分の度数帯はアルコール分に比例しない定額課税となっています。具体的には、ウイスキー等はアルコール分 8 度未満及び 13 度以上 37 度未満、甘味果実酒は 12 度未満、リキュールは 8 度未満の度数帯で定額課税という変則的な課税となっています。

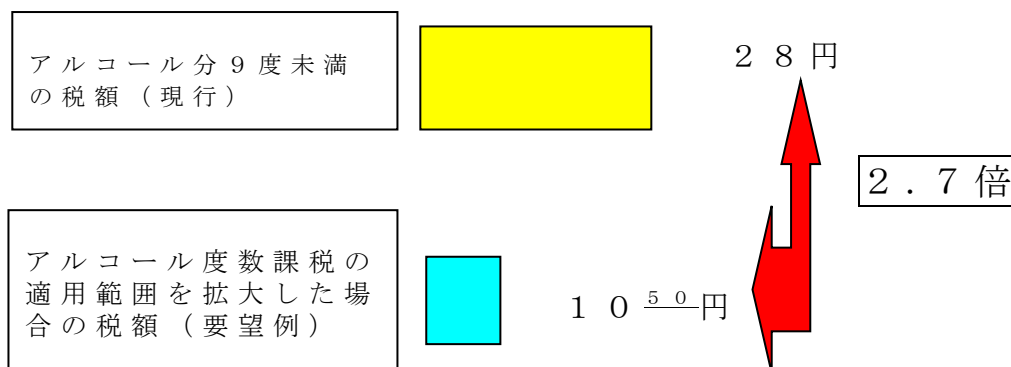
これらの定額課税となっている度数帯の洋酒について、近年の消費者の低アルコール分酒類嗜好という消費者ニーズに応えた商品を開発しようとしても、割高の酒税負担を余儀なくされることから、商品開発ができ難い状況にあります。

（具体例 1）

ウイスキー等についてアルコール度数課税の適用度数帯が拡大されますと、アルコール分 3 度の場合、350ml 缶 1 本当たり 10⁵⁰円の税額となります。

ところが、現行税法ではアルコール分 8 度の税額と同額の 28 円となり、約 2.7 倍もの割高な負担を余儀なくされています。

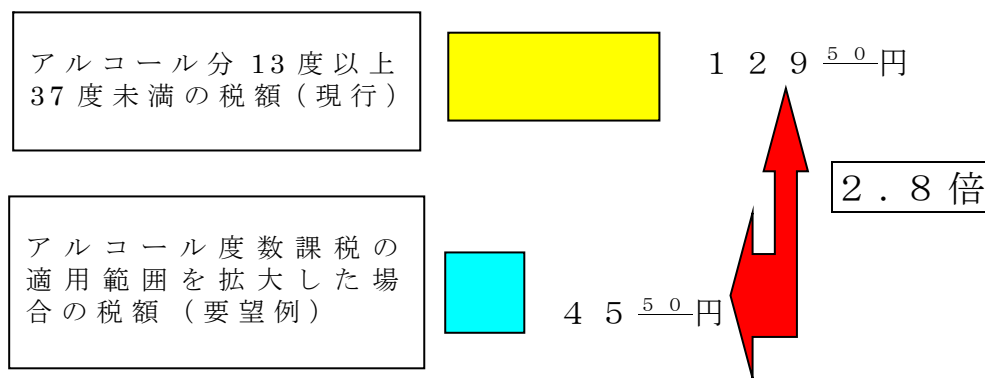
- ウイスキー等のアルコール度数課税適用範囲拡大例
(アルコール分3度、容量350ml)



(具体例 2)

アルコール分13度のウイスキー等についてアルコール度数課税の適用度数帯が拡大されると、350ml缶1本当たり45⁵⁰円の税額となります。一方、現行酒税法では、アルコール分37度の税額と同額の129⁵⁰円となり、約2.8倍もの割高な負担となっています。

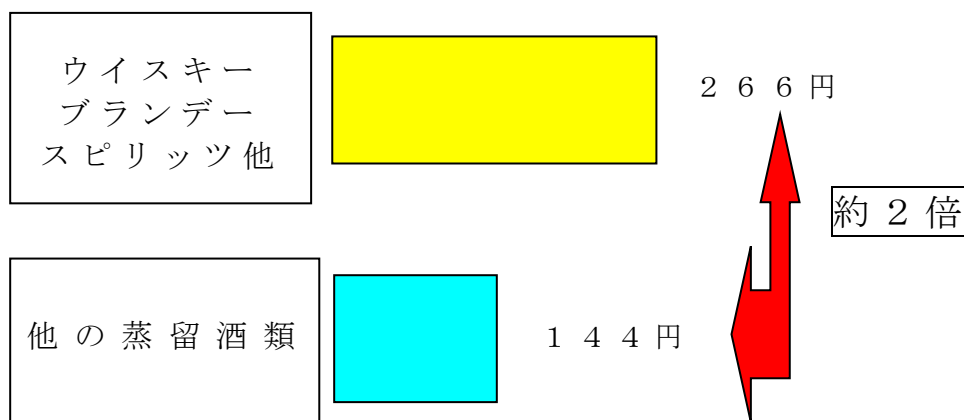
- ウイスキー等のアルコール度数課税適用範囲拡大例
(アルコール分13度、容量350ml)



(2) ウイスキー等以外の蒸留酒類は、アルコール分 20 度以上が度数課税となっていますが、ウイスキー等の度数課税は、アルコール分 37 度以上となっています。

このため、酒税額は、アルコール分 37 度ではウイスキー等と他の蒸留酒類との間に違いはありませんが、アルコール分 20 度では他の蒸留酒類が 720ml びん 1 本当たり 144 円であるのに対して、ウイスキー等は 720ml びん 1 本当たり 266 円（アルコール分 37 度の税額と同額）と 2 倍近い格差があります。

- ウイスキー等と他の蒸留酒類との酒税額の比較
(アルコール分 20 度、容量 720 ml)



イ このようなアルコール度数課税の格差は、コストとして商品価格に反映され、本来中立であるべき税制が消費者ニーズに適応した商品開発を妨げ、結果的に消費者の商品選択の幅を狭めることとなっています。

ロ 税制上の格差が設けられた趣旨は、酒類の品目間の分野調整のためと言われてはいますが、基

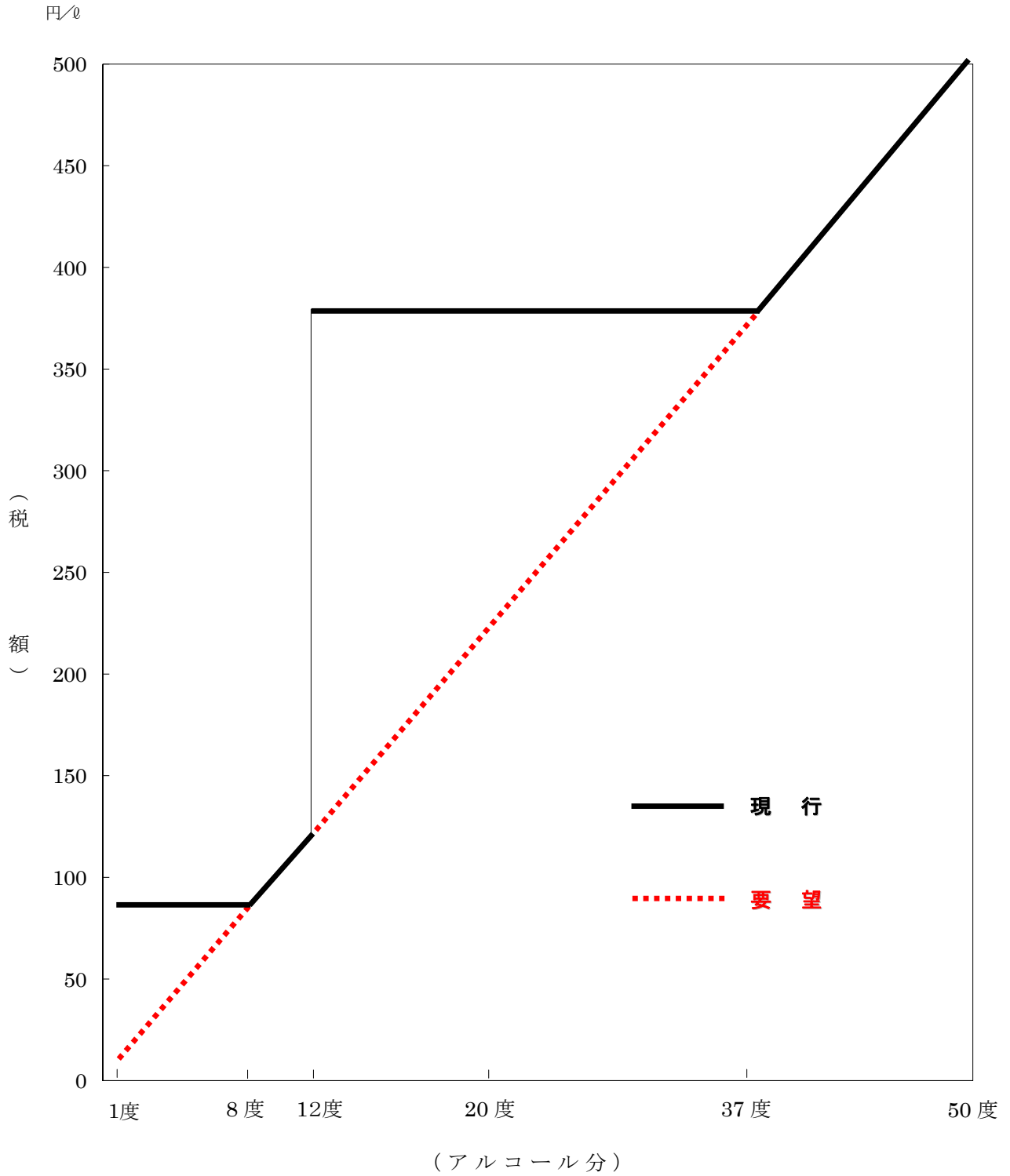
本税率に大きな格差があった時代ならともかく、平成 18 年 5 月の酒税法改正において、ウイスキー等と他の蒸留酒類が同種・同等のものとして「蒸留酒類」に分類され基本税率も同額となった今日にあっては、極めて公平性に欠ける制度であると言えます。

ハ 平成 14 年 6 月の政府税制調査会答申でも述べられている「同種・同等のものには同様の負担」という消費課税の基本的考え方に沿って早急に負担の均衡を図るようアルコール度数課税の適用度数帯の拡大をすべきであります。

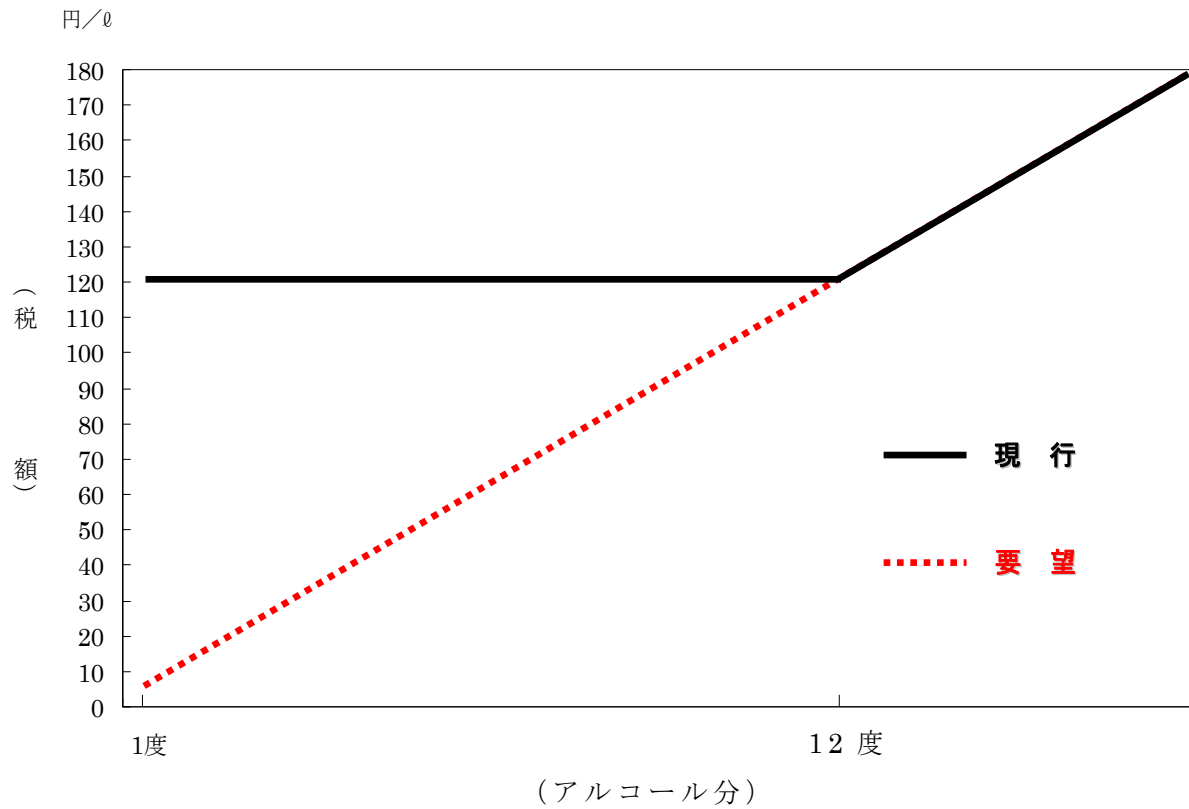
ニ 酒税の税率は、酒類の持つ致酔度すなわちアルコール分の強弱に応じて上下することが基本と考えます。このことから、アルコール分 13 度の酒類と 37 度の酒類が同額の酒税を負担していることは合理性や公平性に欠けていると言わざるを得ません。また、同じ 20 度の蒸留酒の場合、ウイスキー等と他の蒸留酒類の間で酒税の負担額が 2 倍近い格差があることも合理性、公平性に欠けます。

ホ そして、令和元年 10 月に消費税率が 10%になったことに伴い、納税義務者の税負担が大きくなり、企業経営を圧迫し、また、消費者の税負担も増えたことから、アルコール分 1 度につき 1 万円の加算税率は消費税の増税額相当となる率分を引き下げていただくことを要望します。

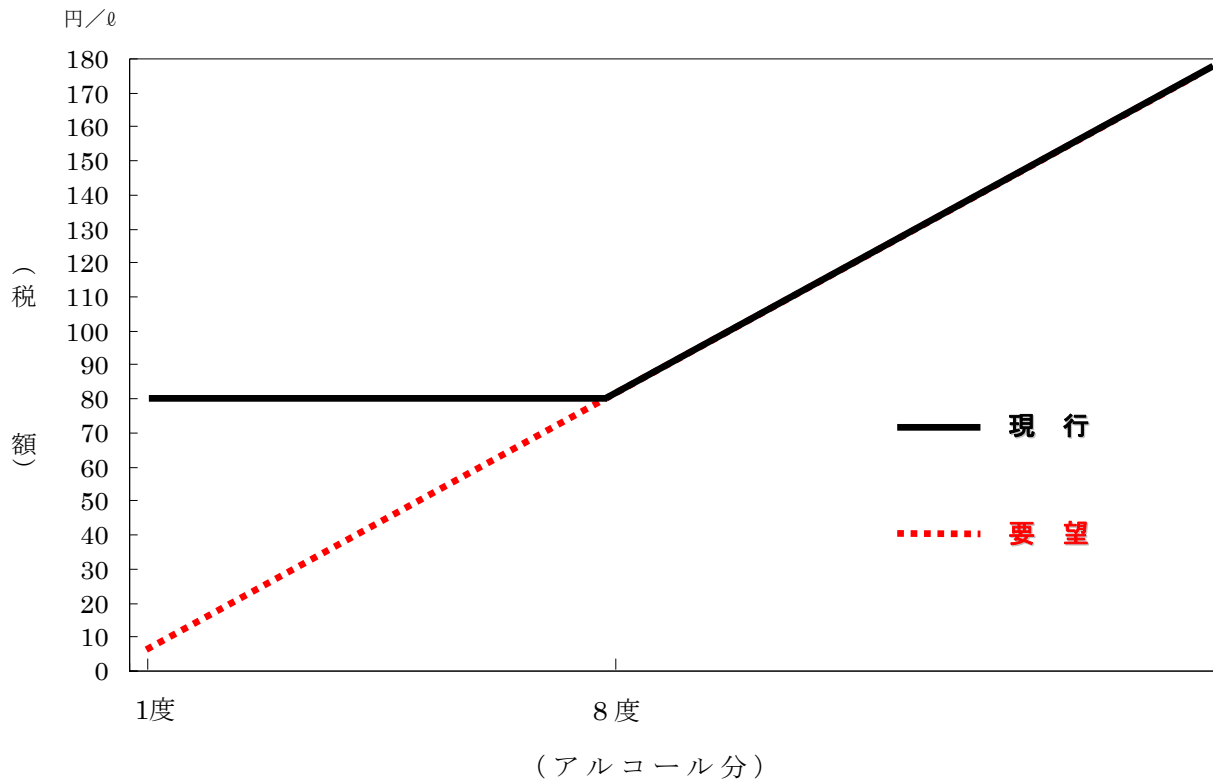
(図1) ウイスキー、ブランデー、スピリッツに
対する度数課税の適用範囲の拡大要望



(図2) 甘味果実酒に対する度数課税の適用範囲の拡大要望



(図3) リキュールに対する度数課税の適用範囲の拡大要望



要望 2 薬酒に対する軽減税率制度の導入

〔要旨〕

薬酒（「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」上の医薬品）は、致酔飲料というより、主として高齢者あるいは虚弱体質の人等が健康保持や健康回復等のために、用法・用量に応じた一定量を薬用として飲用しているものであります。

薬酒が、国民の健康増進、福祉の向上等と深く関係している酒類であることを考慮され、大幅な酒税の軽減をされるよう要望します。

〔説明〕

- (1) 薬酒は、酒税法ではリキュールに該当しますが、致酔性や嗜好性を満たすことを目的とせず、主として高齢者あるいは虚弱体質の人等が健康保持、健康回復等のために、定められた用法用量に従い一日当たりの服用量の上限の範囲で服用しているものです。また、薬酒の原料のアルコールは、「生薬の薬効成分を効率良く抽出するための溶媒」として使用することが目的の一つで、そのアルコール自体も用法により薬効があります。更に、医薬品として商品認可を得るためには、製造設備や製造方法、商品の科学的なデータや薬効実績などを厚生労働省に申請し、膨大なコストをかけて製品開発するものであります。

- (2) 嗜好性のある酒類については、それを飲用消費する消費者に応分の担税力を課すことに異議はありませんが、致酔性を目的とせず、主に薬効目的

の薬酒（薬用酒）に、その他の酒類と同一の税率負担とすることが、消費区分に応じた公平な担税措置とはいいがたいものと考えます。

また、薬酒が国民の健康増進、福祉の向上等と深く関係している酒類であることを考慮の上、酒税の大幅な軽減がなされるよう要望します。

- (3) 現行の国税庁通達では、厚生労働大臣から製造許可を受けたアルコール含有医薬品のうち特定のものについては、アルコール分1度以上で飲用に供することができるものであっても酒類には該当しないことに取り扱われています。更に、薬酒は流通ルートもその他の酒類と異なり、薬局で医薬品として販売されている実態があります。

以上のことから薬酒に係る酒税の軽減は合理性があると考えます。

要望 3 流通市場における被災酒類及び変質等酒類の酒税現地還付制度等の導入

〔要旨〕

- 1 酒税は、酒類を消費した消費者が負担する間接税であり、酒類製造者が納付したものが商品代金の中にコストとして織り込まれ、販売業者を通じて消費者まで転嫁し、最終的に消費者が酒類を飲用消費する段階で、その酒類商品に含まれる酒税相当額を支払い負担しているという仕組みとなっています。

そうすると、課税済酒類が流通市場に滞留し、消費者の消費段階に至らずに滅失、変質等により消費できないことが明らかな場合は、当然酒税額は還付されるべきであります。

- 2 流通市場の酒類販売業者が所持する酒類については、①被災した場合、②変質・季節等の経過により廃棄した場合、現行法では酒類販売業者に直接酒税を還付する制度がありません。

そこで、酒類販売業者が、酒類の被災場所や廃棄場所の所轄税務署長の確認を受けた場合は、酒類の仕入れ代金に含めて酒税を負担している酒類販売業者に直接酒税を還付する制度を創設していただくよう要望します。

また、廃棄処理施設で廃棄した場合、同施設が発行する廃棄証明書に基づいて酒税の控除が受けられるよう要望します。

〔説明〕

- (1) 現行法では、流通市場にある酒類が被災した場合、

その酒類に課された酒税は、その納税義務者である酒類製造者等を通じて被災者に還付する制度となっています。

しかし、流通段階における酒類販売業者の書類の整理が煩雑で不十分なことが理由で、酒類製造者等が還付手続きした酒税相当額について、国から還付を受けられないケースがあり、当該酒税相当額は酒類製造者等の負担となっています。また、このような手続きを行う被災酒類の酒税の還付に要する事務処理負担は大きいものがあります。

- (2) 流通市場にある酒類が変質し消費者に販売することが出来なくなった場合、酒類販売業者が廃棄しても酒税の還付を受けられないため、現状は、返品可能な場合には酒類製造場へ現物を返品し、酒類製造者が戻入控除を受け、酒類販売業者へ酒税分を還付していますが、酒類を製造場に戻す事務処理と物流経費が大きな負担となっています。
- (3) 流通市場にある季節を限定した酒類及び賞味期限を付した酒類が消費者に販売することができなくなった場合、流通市場から酒類製造場まで返品しても最終的には廃棄しており、返品のための物流経費が無駄になっています。
- (4) そこで、流通市場にある酒類販売業者が所持する酒類が、被災した時に被災場所の所轄税務署長がその数量等を確認したとき又は変質等のため廃棄するときには、所轄税務署長の確認を受け、手持品課税・戻税制度の例に倣い、被災者又は廃棄する者である酒類販売業者に酒税を直接還付する制度を創設していただくよう要望します。

- (5) また、酒類製造場ではなくとも公害関連施設を完備した処理工場又は公的処理施設において酒類を廃棄した場合は、これらの廃棄処理施設の廃棄を証明した書類に基づき、酒税の納税申告書において酒税の控除が受けられるよう要望します。

要望 4 制度の簡素合理化

〔要旨〕

酒税法に規定する申告・届出等の義務規定の廃止及び実情に沿った手続きを見直しの上、簡素合理化を図っていただきますよう要望します。

〔説明〕

酒税法は、酒類製造者に対し、申告、届出、承認、許可等の多くの義務規定を定めています。

これらの義務規定は、今日の酒税が移出課税で、かつ、申告納税制度であることを考えますと存続させる必要性のない規定が多く、事前チェック方式でなく、事業者の主体性を保持させることで対応可能なものもあります。新しい時代に適合するよう酒税法の抜本的な見直しを行い、多くの要望項目の実現が図られますよう要望します。

例えば、

- ・ 課税済酒類の輸出還付制度の新設
- ・ 記帳義務の簡素化、記帳事項の省略